



点検・維持 管理推進

10月10日は住宅部品点検の日

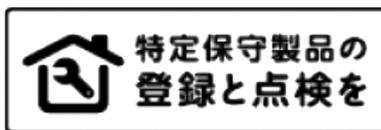
長期使用製品 安全点検制度の課題とビジョン

一般社団法人日本ガス石油機器工業会 点検制度委員長 福澤 清



点検制度の創設

ご承知の通り、2007年11月に消費生活用製品安全法が改正、2009年4月に施行され、特定保守製品に指定された製品は一定の期間使用した後に点検を実施することが定められた。いわゆる法定点検制度の始まりである。法施行後、早6年が経過し、施行後に販売された製品ではあと数年で点検が始まるころである。そもそも、長期使用製品の経年劣化による事故を防ぐためにできた制度であるが、今までの歩みを振り返りながら、課題と今後のビジョンについて語りたい。



点検制度の業界統一ロゴマーク



製造時と終期までにおける製品安全の担保

そもそも消費者の事故を未然に防ぐ製品安全を目的とした点検制度であるが、改めて製造事業者や消費者の役割など踏まえ、基本的な考え方を整理したい。

まず、機器は製造事業者により様々な省令やJIS、業界の自主基準、あるいは自社基準により開発、設計が行われ、続いて厳密な品質管理のもとに生産・出荷が行われ、最終的に消費者のもとへ製品が届けられる。製品の品質は、製造事業者のみならず、第三者機関による検査機関JIA¹⁾やJHIA²⁾による型式認証を受けて、さらに安全が担保されることとなっている。

いったん消費者のもとに届き、住宅に設置された製品は、使用者の保守管理のもと使用され、いずれ故障

等が発生し終期を迎えることとなる。もちろん製造事業者は、ある使用期間を想定して設計を行うが、終期を迎えた製品を使い続けると経年劣化により思わぬ事故を引き起こすリスクが高まる。消費者は経年劣化の点検は困難なため、専門家に点検を委ねることとなり、その専門家による点検を制度として定めたのが、長期使用製品安全点検制度である。

特定保守製品にはガス機器、石油機器では7品目³⁾が指定されているが全ての製品が対象というわけではない。予め事故率の分析により、経年劣化により比較的事故が発生しやすいとされる製品に対し、省令で定められている。もちろん、指定されていない製品においても、事故のリスクは皆無であるわけではなく、特定保守製品に指定されていないものの、広く普及している屋外設置ガス機器においても、法律で定める点検制度に準じた「あんしん点検制度」を当工業会が自主的に創設、運用している。これは業界独自の活動として関係省庁からも評価をいただいているところである。この「あんしん点検」の対象製品も特定保守製品と同様に標準的な設計標準使用時間が製造事業者により定められ、こちらは「設計上の標準使用期間」として特定保守製品のそれとは区別している。



「設計(上)の標準使用期間」とは何か

設計標準使用期間の設定は、製造年を始期とし、使用環境、使用条件、使用頻度について標準的な数値としてJISで規定されている条件をもとに加速試験、耐久試験等の科学的見地から行い、経年劣化により安全上支障が生じる恐れが著しく少ないことを確認した時期を終期として設定している。従ってこの時期に経年劣化の点検が必要である。

¹⁾ JIA : (一財)日本ガス機器検査協会

²⁾ JHIA : (一財)日本燃焼機器検査協会

³⁾ 特定保守製品7品目：ガス石油機器、都市ガス用・液化石油ガス用瞬間沸湯器(屋内用)、都市ガス用・液化石油ガス用ふるがま(屋内用)、石油給湯機、石油ふるがま、石油温風暖房機(FF式)

点検のスキーム 最初は所有者登録

実際の点検はどのように進められるかについて述べる。下図をご覧ください。



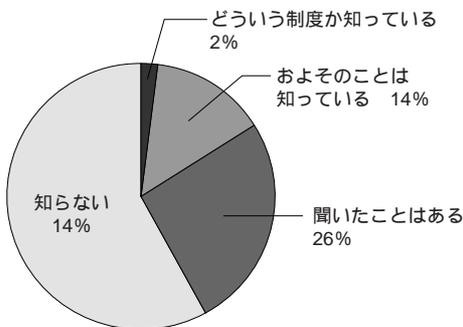
点検のスキーム イメージイラスト

最初に対象製品を購入・設置した際に、まず販売事業者が所有者に対し、制度の説明と共に所有者登録の説明を行い、それに従い、消費者は所有者登録のために製品に同梱されたハガキに必要事項を記載して製造事業者に送り返すことで「所有者登録」を行う。製造事業者は、その登録情報に従い定められた点検始期の6カ月前から点検の案内を行う。

直近のガス・石油機器合計の所有者登録率は、40%に止まっている。(H24年12月段階 JGKA調べ)

	製造・輸入 累計台数	所有者情報 累計登録数	登録率
屋内式ガス瞬間湯沸器	3,553,000	1,431,000	40%
屋内式ガスふろがま	896,000	439,000	49%
石油給湯機	2,078,000	822,000	40%
石油ふろがま	180,000	65,000	36%
密閉燃焼式石油温風暖房機	1,013,000	308,000	30%
合計	7,720,000	3,065,000	40%

登録が進まない理由としては、まずこの制度について消費者の認知率が低いことが考えられる。下図は、当会で昨年10月に実施した調査であるが、認知率は42%であるが、そのうち「どういう制度か知っている」および「おおよそそのことを知っている」の合計でみると16%と低い。



「長期使用製品安全点検制度」の認知状況 (JGKA 2014.10)

当会でも、一般消費者向けに制度の解説をホームページでも紹介するほか、動画共有サイトに周知動画を掲載するなど周知に取り組んでいるが、実は、消費者にとってこの制度を知る最大のチャンスは製品の購入・設置時である。法律により、販売事業者は義務として、製品の販売時に制度の説明や所有者登録のための協力が求められている。

販売・設置事業者による説明が大変重要であるといえる。

実際に、大手ガス事業者のブランド品は、系列販売店により所有者に対する説明、所有者票の代行登録など積極的に取り組んでいる事から登録率は76%と高い。

さらに登録率を上げるために、2012年6月には販売事業者や関連事業者の役割など解説している経済産業省発行のガイドラインの改正時⁴⁾に、販売・施工事業者が「所有者登録ハガキを所有者に代わり代行して記入してもよい」する旨記載を追加されたことを受け、下記のチラシなど活用して、製造事業者や関連団体を通じ配布、積極的な代行記入による登録をお願いしている。

事業者向け制度周知チラシ (点検制度説明編)

事業者向け制度周知チラシ (所有者票代行記入編)

⁴⁾ 経済産業省発行「長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説～ガイドライン(H24.6)

Q&A お客さまからの質問に答えよう

長期使用製品安全点検制度編 11

Q1 特定保守製品は、なぜその対象に指定されたのですか？
A 製品の安全性能が、経年劣化により低下するおそれがあるため、特定保守製品として指定されました。

Q2 設計標準使用期間とはなんですか？
A 製品の設計標準使用期間とは、通常の使用条件下で安全に使用できる期間を示す目安です。メーカー保証期間とは異なります。また、メーカー保証期間が10年、設計標準使用期間が10年未満の場合は、設計標準使用期間が10年未満となります。

Q3 設計標準使用期間が10年未満、製品の保証も10年未満ということですか？
A 設計標準使用期間とは、通常の使用条件下で安全に使用できる期間を示す目安です。メーカー保証期間とは異なります。また、メーカー保証期間が10年、設計標準使用期間が10年未満の場合は、設計標準使用期間が10年未満となります。

Q4 設計標準使用期間が10年未満、製品の保証も10年未満ということですか？
A 設計標準使用期間とは、通常の使用条件下で安全に使用できる期間を示す目安です。メーカー保証期間とは異なります。また、メーカー保証期間が10年、設計標準使用期間が10年未満の場合は、設計標準使用期間が10年未満となります。

Q5 特定の製品は、なぜその対象に指定されたのですか？
A 製品の安全性能が、経年劣化により低下するおそれがあるため、特定保守製品として指定されました。



事業者向け制度周知チラシ（点検制度総括編）

所有者登録のされていない製品への対策 ～「点検時期お知らせ機能」～

それでも、登録されていない所有者に対し、当会でも自主基準を定め対策を講じている。それが「点検時期お知らせ機能」である。これは、設計標準使用期間に相当する機器の作動状況に達した場合、機器本体やリモコンに表示をするものである。現在ガス瞬間湯沸器のうち98%、石油給湯機のうち74%が搭載されており、その他の製品も徐々に搭載率が高まっている。



いよいよ3年後に点検が開始する

制度では前後1年の間に点検を実施することとなっていることから、法施工時の最初の製品は設計標準使用期間が10年であるので2018年4月より点検が始まることとなる。実際の点検は法令で定められている項目と、機器ごとに定められている項目について行われる。結果は所有者へ伝え、不具合が見つかった場合は使用禁止になるため所有者は整備・修理又は買い替えなどの対応が必要になる。

点検は製品毎に整備されたマニュアルに従って専門的なスキルを有する作業員が実施するが、作業品質を維持するため点検員資格制度を設け、専門的な訓練と教育を実施している。資格を保有する点検員は、法定点検制度発足後から直ぐに体制作りをはじめ、現在ガス機器に関して2,727人、石油機器に関して2,414人合計5,141人の体制を確保するに至っている。

点検の際に不具合が見つかった場合は機器の整備、

修理及び買い替えなど適切な措置が施される。点検結果によっては使用禁止をお伝えする右記のシールを製品に貼付する。

また点検に異常がないと「点検済」証を貼付し点検日を記載する。所有者はその後ともこまめな点検を求められる。

こうして、点検実施により事故リスクが低減し、所有者の製品安全への関心も高まることで、所有者の安全管理の意識、経年劣化した製品の点検や安全の為の取替

えへの意識が芽生えてくることと思われる。現在は、製品が故障したこと等で買い替えるケースが殆どであるが、長期使用した製品は計画的に早めのお取替えが望ましいと考えている。一度ご自宅の製品が「特定保守製品」かどうか確かめていただけたら幸いである。製品には右の銘板が貼付されており該当製品には「特定保守製品」と明記され、点検時期、連絡先も記載されている。もし所有者登録がお済みでない場合は、ぜひ製造業者に連絡をして所有者登録をしていただきたい。

使用禁止
のお願い

この製品はこのまま使用されますと、CO中毒事故につながるおそれがあります。取替をおすすめします。
(お問合せ先) ○○○株式会社
フリーダイヤル 0120-0000-0000

点検日 年 月 日 CO値
社名 氏名

点検済
長期使用製品安全点検制度

点検年月日 年 月 日

こまめな点検（1～2年後）が必要となります。
株式会社 ABC

特定保守製品

製品名 ABCD
特定製造事業者名 (株)○○○
東京都千代田区多町○○○
製造年月 20XX年X月
製造番号 XXXX-XXXXXX
設計標準使用期間 年
点検期間
20 年 月～20 年 月
問合せ連絡先
(株)ABCD お客様センター
TEL 0120-XX-XXXX

所有者情報記載欄

① 所有者情報 (必須)

フリガナ
お名前、法人名称
〒 部・道 府・県
〒 部・道 府・県
〒 部・道 府・県

通知先 (必須)
通知先住所
〒 部・道 府・県
〒 部・道 府・県

② フリガナ
お名前、法人名称
所在地
〒 部・道 府・県
〒 部・道 府・県

電話番号 (必須)

(アンケート) この製品の引渡し時に本制度についての説明を受けましたか? はい いいえ
この所有者票の記入者 お客さま 代行者

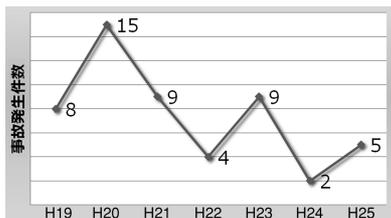
↓ 切り取り線 ↓

所有者票(登録用はがき)

今後の課題とビジョン

法定点検制度は、車の車検制度の義務と違い「責務」であることから、点検を受けなくても所有者に罰則規定はない。消費者に制度を理解され、制度が根付くまでは、時間をかけ根気よく周知活動を実施することが必要と思われる。

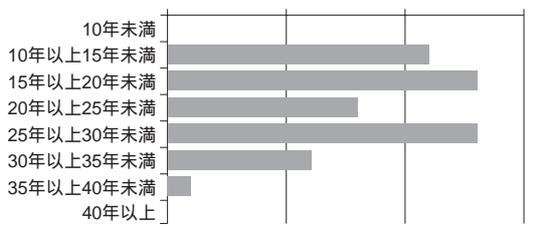
長期使用製品は電気製品やパソコンなど様々な身の回りの製品で経年劣化による発火や事故などが発生しているが、ガス・石油機器の経年劣化事故の実態について見てみたい。



特定保守製品のうち、経年劣化が原因と見られる事故の発生件数(ガス・石油機器計/年間 経済産業省調べ)

上図は経済産業省の事故報告に掲載されたガス・石油機器の経年劣化事故数の推移(平成19年~25年)であるが、やや減少傾向にあるものの昨年も5件発生している。

さらに、同期間に発生した事故の使用年数を見ると、下図のグラフの通り15年以上経過した製品の事故が増加、なかには30年以上経過した製品の事故も報告されている。残存数は時間の経過と共に減少するので、事故率は長期間使用すればするほど上がるといえる。



製造後の経過期間別経年劣化事故数(経済産業省調べ)

機器を安全に長く使うためには、十分な保守管理が必要であり、所有者が点検を行うことが困難な機器はこの点検制度が重要であり、所有者登録と点検がしっかり定着することが望まれる。

長期使用製品の点検制度への関心が高まり、機器の所有者登録に理解の上、すべての機器を登録していただき、定められた点検期間に点検を受けて安全に使用していただきたい。

最後に

長々と述べてきましたが、いよいよ点検の始まる時

期が近づいて来ており、まったく身の引き締まる思いです。今後は、今まで以上に、関係事業者の皆様のご協力を賜りたく、この場を借りて改めてお願い申し上げます。

最後になりますが、点検制度に関する当会の制作した動画や政府のインターネットテレビなど紹介差し上げたいと思います。引き続きご指導賜りたくお願い申し上げます。

点検制度関連周知サイト・ツール等

・日本ガス石油機器工業会 ホームページ

長期使用製品安全点検制度の説明
(WEB、消費者向け)

<http://www.jgka.or.jp/consumer/gasu-riyou/maintenance/tenkenseido/index.html>

経年劣化機器の点検、取替え(動画) 炎太郎が訪問「ガス湯沸器の経年劣化」動画共有サイト

<https://www.youtube.com/channel/UCHj0rgwONf0sr9hbCPdWY0Q>

・経済産業省制作

政府インターネットテレビ
“あなたの家の製品は大丈夫？
長期使用製品安全点検・表示制度”

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg11441.html>